

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、指定した講座を受講し、修了した人に対して、自立支援教育訓練給付金を支給します。必ず事前にご相談ください。

【対象者】

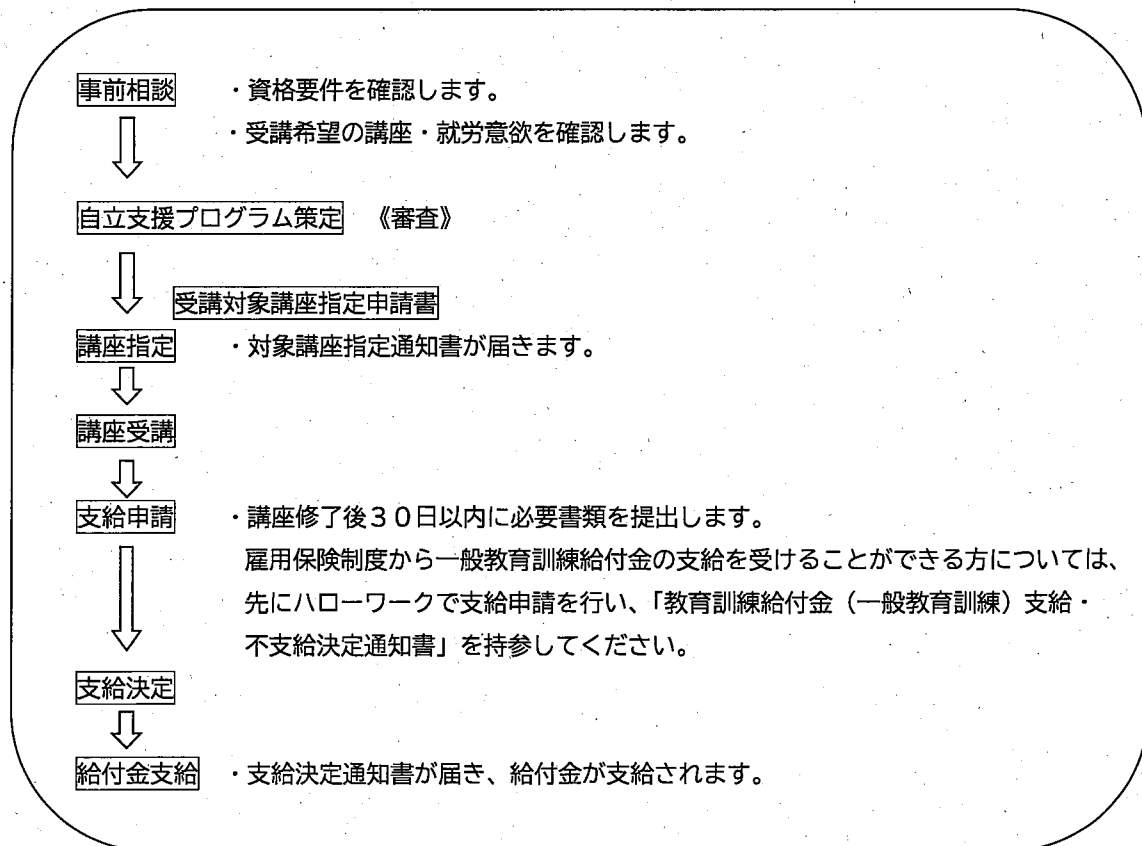
城陽市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で20歳未満の子を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- ① 自立支援プログラムの策定を受けている方
◎簡単なアンケート等の記入と面接を行います。
- ② 講座を受講することが、就職やキャリアアップのために必要であると認められる方
- ③ 過去に本制度（本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を利用していない方
※ 講座受講開始前に講座を指定するための手続きが必要です。

【対象講座】

- ① 雇用保険法による「一般教育訓練給付金」の指定講座
- ② 雇用保険法による「特定一般教育訓練給付金」の指定講座
- ③ 雇用保険法による「専門実践教育訓練給付金」の指定講座
- ④ 上記のほか、これに準ずると市長が認めた講座（資格取得を目的とする講座に限る）
※ ①～③は教育訓練給付制度検索システムで検索できます

【受給までの流れ】



【支給額】

	一般教育訓練給付金 (上限20万円)	特定一般教育訓練給付金 (上限20万円)	専門実践教育訓練給付金 (上限40万円×就学年数)
雇用保険の受給 資格なし	城陽市から60%	城陽市から60%	城陽市から60% (※1)
雇用保険の受給 資格あり	雇用保険制度の支給決定額との差額を支給 (下限12,001円)		

(※1) 専門実践教育訓練を受講した方(受講修了日の翌日から1年以内に教育訓練に係る資格を取得かつ就職をした場合のみ)は追加支給として25%が受けられます

【申請方法】 ※ 受講前と受講後にそれぞれ申請が必要です。**◆講座指定に係る必要書類◆**

受講前に必ず申請してください

- ① 自立支援プログラムを受けていることがわかるもの
- ② 受講講座のパンフレット等(費用、受講期間のわかるもの)
- ③ 雇用保険制度の教育訓練給付金支給要件回答書(管轄のハローワークが発行)
- ④ 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(市で確認できるものは省略できます)
- ⑤ マイナンバーカード、通知番号カード、マイナンバー記載の住民票の写しのいずれか

◆給付金の支給申請に係る必要書類◆

受講修了後の翌日から起算して30日以内に提出して下さい

- ① 自立支援プログラムを受けていることがわかるもの
- ② 対象講座指定通知書
- ③ 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(市で確認できるものは省略できます)
- ④ 指定講座の修了証明書
- ⑤ 教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格のある方)
- ⑦ マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写しのいずれか

【審査】

対象講座の指定や給付金の支給に当たっては審査を行います。審査の結果、支給等できない場合があります。

【問合せ】

手続の方法や制度の詳細については、下記までお問合せください。

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話：0774-56-4036(直通) Fax：0774-56-4060(直通)

Eメール：kosodate@city.joyo.lg.jp

*メールアドレスには必ず件名をいれてください。